

親族の意見書

- 1 私は、本人（氏名：_____）の（続柄：_____）です。
- 2 本人について後見（保佐・補助）を開始することに関する私の意見は以下のとおりです。
- 賛成である。
- 家庭裁判所の判断に委ねる。
- 反対である。
- 【反対の理由】
- 後見（保佐・補助）を開始するほど判断能力は低下していない。
- 理由は次のとおりである。※ 書ききれない場合には別紙（A4サイズの用紙をご自分で準備してください。）を利用してください。
-
- 3 本人の成年後見人（保佐人・補助人）の選任に関する私の意見は以下のとおりです。
- 候補者（氏名：_____）が選任されることについて
(候補者がいない場合には、家庭裁判所が選ぶ第三者が選任されることについて)
- ※ 候補者氏名については申立人が記入してください。
- 賛成である。
- 家庭裁判所の判断に委ねる。
- 反対である。又は意見がある。
理由は次のとおりである。※ 書ききれない場合には別紙（A4サイズの用紙をご自分で準備してください。）を利用してください。
-

令和_____年_____月_____日

(〒_____ - _____)

住 所 _____

氏 名 _____

印 _____

平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 _____

(_____)

(携帯 自宅 勤務先)

親族の意見書の記載例

後見開始・保佐開始・補助開始の手続では、本人（援助を必要とされている方）の親族の方の御意見も参考にして、本人に後見・保佐・補助を開始することや成年後見人・保佐人・補助人（本人の援助を行う方）として誰が適任なのかを判断します。

【例】 本人の親族である甲野冬子さん（続柄：本人の長女）が、本人甲野太郎さんの成年後見人（保佐人・補助人）として、候補者である甲野夏男さんがふさわしいとお考えになった場合は、以下のような記載になります。

親族の意見書

- 1 私は、本人（氏名：甲野 太郎）の（続柄：長女）です。
2 本人について後見（保佐・補助）を開始することに関する私の意見は以下のとおりです。

- 賛成である。
 家庭裁判所の判断に委ねる。
 反対である。
【反対の理由】
 後見（保佐・補助）を開始するほど判断能力は低下していない。
 理由は次のとおりである。※ 書ききれない場合には別紙（A4サイズの用紙をご自分で準備してください。）を利用してください。

- 3 本人の成年後見人（保佐人・補助人）の選任に関する私の意見は以下のとおりです。

候補者（氏名：甲野 夏男）が選任されることについて
(候補者がいない場合には、家庭裁判所が選ぶ第三者が選任されることについて)
※ 候補者氏名については申立人が記入してください。

- 賛成である。
 家庭裁判所の判断に委ねる。
 反対である。又は意見がある。
理由は次のとおりである。※ 書ききれない場合には別紙（A4サイズの用紙をご自分で準備してください。）を利用してください。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

(〒〇〇〇-〇〇〇〇)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

氏 名 甲野 冬子



平日（午前9時～午後5時）の連絡先：電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

(□携帯 □自宅 □勤務先)

親族の意見書について

- 1 後見開始・保佐開始・補助開始の手続では、本人（援助を必要とされている方）の親族の方の意見も参考にして、本人に後見・保佐・補助を開始することや成年後見人・保佐人・補助人（本人の援助を行う方）として誰が適任なのかを判断します。
- 2 申立時に意見書を提出していただく範囲は、仮に本人が亡くなった場合に相続人となる方々（この方々を「推定相続人」といいます。）です。具体的には次のとおりとなります。
 - (1) 本人に配偶者がいる場合
 - ①（子どもがいる場合）配偶者と子ども
(子どもが亡くなっていて孫がいる方については孫)
 - ②（子どもや孫がいない場合）配偶者と父母
(父母がともに亡くなっていて祖父母がいる方については祖父母)
 - ③（子どもや孫、父母や祖父母がいない場合）配偶者と兄弟姉妹
(兄弟姉妹が亡くなっていて甥や姪がいる方については甥や姪)
 - (2) 本人に配偶者がいない場合
 - ①（子どもがいる場合）子ども
(子どもが亡くなっていて孫がいる方については孫)
 - ②（子どもや孫がいない場合）父母
(父母がともに亡くなっていて祖父母がいる方については祖父母)
 - ③（子どもや孫、父母や祖父母がいない場合）兄弟姉妹
(兄弟姉妹が亡くなっていて甥や姪がいる方については甥や姪)
- 3 必要な人数分だけ親族の意見書の様式をコピーして使用してください。上記2記載に該当する親族の方にこの意見書を作成してもらった上で申立書に添付してください（親族の方に意見書を作成してもらうことが難しい場合には不要です。）。
- 4 申立人及び候補者の方は、意見書の提出は不要です。
- 5 意見書を提出されなかった親族やその他の親族の方については、家庭裁判所から意見の照会を行うことがあります。
- 6 家庭裁判所の判断によっては、候補者以外の方が成年後見人等に選任されることがあります。